

Honda Total Care プレミアム 利用規約

本田技研工業株式会社

本田技研工業株式会社(以下、「Honda」といいます。)は、Honda Total Care プレミアム利用規約(以下、「本規約」といいます。)に基づき、契約者に対して Honda Total Care プレミアムサービス(以下、「本サービス」)を提供します。

第1条(定義)

本規約において利用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。なお本規約に記載のない定義については、Honda Total Care 会員規約に従うものとします。

- (1) 契約者:本規約に基づき本サービスの利用に関して Honda との間で契約(以下、この契約を「Honda Total Care プレミアム利用契約」といいます。)が成立した Honda Total Care 会員
- (2) 個別サービス:本規約に基づき、Honda が契約者に提供する下記に定める他社サービスを除く本サービス
- (3) 他社サービス: Honda 以外の事業者(以下、「他社サービス提供事業者」といいます。)から提供される契約者が個別サービスとは別に提供を受けることを希望した本サービス
- (4) 利用登録車両:契約者が本サービスの提供を受けるため Honda に登録した契約者本人又はその同居の親族が所有する四輪自動車又はその他 Honda が承諾した四輪自動車
- (5) 車載通信機:本サービスに対応のナビゲーション端末(車載器を含む)及び自動車装着専用データ通信ユニット
- (6) 車載器: Honda CONNECT ディスプレー又は、ワイドスクリーン Honda CONNECT ディスプレー(画面上で車両の一部機能の操作や情報表示が可能なディスプレイ)
- (7) 利用電話サービス:緊急通報サービス(ヘルプネット)利用規約第1条第8項に定義されるサービス
- (8) 位置情報利用サービス:全地球測位システム(GPS)より受信した車載通信機の位置情報を、本サービス上で利用できるサービス
- (9) 本人認証コード:会員サイト及び会員アプリ内並びに車載器で Honda Total Care プレミアムの申込、解約、利用設定変更時等で利用する契約者本人確認用コード

第2条(本規約の適用範囲)

1. 契約者は、本規約が Honda と契約者との契約内容となることについて、同意します。
2. 本規約は、Honda と契約者における本サービスの利用に際しての一切に適用されます。
3. 本規約と Honda Total Care 会員規約の間に矛盾が発生した場合には、本規約の規定が優先

されるものとします。

4. 個別サービス及び他社サービスの規約(以下一括して、「本サービス規約」といいます。)と本規約との間に矛盾が発生した場合には、本サービス規約が優先されるものとします。
5. 契約者は、本規約の内容に同意しない場合、個別サービス及び他社サービスを利用できません。契約者が個別サービス又は他社サービスの利用を開始した場合、本規約に同意したものとみなします。
6. Honda は、Honda Total Care ホームページ、会員サイト、登録メールアドレスへの通知等 Honda が定める手段を通じて、契約者に対し随時通知する個別サービス又は他社サービスに関する諸規定は、通知した時点をもって本規約、個別サービス又は他社サービスに関する規約の一部を構成するものとします。

第3条(本規約の変更)

1. Honda は以下の場合に、Honda の裁量により、本規約を変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. Honda は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を Honda Total Care ホームページ(URL:<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)に掲示します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。本サービス利用の際には、随時、最新の本規約を確認ください。

第4条(本サービスの内容)

1. 本規約に基づいて契約者が利用できる本サービスの内容は、別途定めるものとします。
2. 契約者は、他社サービスの利用にあたって、Honda 又は他社サービス提供事業者が別途定める利用規約等(契約約款・注意事項・説明等を含みますが、これらに限りません。)に同意します。
3. Honda は、契約者に本サービスのアップデート又はバージョンアップ情報等を提供することができます。この場合、当該アップデート又はバージョンアップ情報等は本サービスの一部を構成するものとし、その利用についても本規約が当然に適用されます。
4. Honda は、前項により契約者又は第三者が被った不利益又は損害(本サービスの利用機会の喪失、本サービスの利用上の不利益、その他の一切の不利益又は損害を含みますがこれに限られません。以下、「損害等」といいます。)について、当該損害の発生について Honda が故意又は重過失である場合を除き、一切責任を負いません。

5. Honda は、本サービスを提供中に契約者にて本サービスの解約が確認された場合、サービス提供をお断りさせて頂く場合がございます。

第5条(本サービスの提供)

1. Honda は、車載通信機の通信及び位置情報利用サービスを利用して、日本国内において本サービスを提供します。ただし、車載通信機や携帯電話等の情報通信機器(以下、「情報通信機器」といいます。)が電波を送受信出来ない場合(例えば、契約者が車載通信機等をWi-Fi設定していた場合において、Wi-Fi受信範囲から外れたために通信が不可能な場合を含み、これに限られません。)は、本サービスを提供できません。
2. Hondaは、プライバシー保護及びセキュリティ管理のため、本サービスの利用にあたってHonda Total Careの利用申込み時に付与されたID及びパスワード、又は契約者本人を特定できる情報をもって、本サービスの申込者が契約者本人であることの確認ができない場合は、本サービスを提供しません。
3. Hondaは、本条に定めのとおり、本サービスの提供できない場合によって契約者又は第三者が損害を被った場合であっても、当該損害の発生についてHondaが故意又は重過失である場合を除き、いかなる責任も負いません。

第6条(本サービスの変更・終了)

Honda は、本サービスの全部又は一部をいつでも変更又は終了することができるものとします。ただし、当該本サービスの変更又は終了が、契約者に対し重大な影響を及ぼすと認められる場合は、Honda は、あらかじめ当該本サービスの変更又は終了の内容について、契約者に周知するよう努めるものとします。

第7条(Honda Total Care プレミアム利用契約申込み)

1. 契約者は本サービスを申し込むにあたり、Honda Total Care 会員の登録が必要です。
2. Honda Total Care プレミアム利用契約は、利用登録車両1台ごとに、Hondaと契約者1名(法人の場合は1社)との間で成立するものとし、1台の車両につき複数の契約者が契約当事者になることはないものとします。契約者が法人である場合には、本サービスは、当該契約者の役員、従業員ならびに当該契約者が本サービスの利用を許諾した第三者(以下、一括して「法人利用者」といいます。)が利用でき、この場合法人利用者の行為は契約者の行為とみなされ、契約者は、法人利用者による本サービスの利用について一切の責任を負います。
3. 契約者申込みは、本規約を承認の上、Honda Total Care 会員であるお客様本人(法人又は官庁の場合には、正当な権限を有する担当者が、氏名(法人又は官庁の場合には、その名称)、利用登録車両の情報、クレジットカード情報、本人認証コードその他必要な事項をスマートフォン又はPCからアクセス可能な会員サイト又は会員アプリより登録した上で、会員サイト、会員アプリ又は車載器から申し込む方法で行われるものとします。なお、車載器から申込

みを行う場合は、車載器にて本人認証コードの入力が必要となります。

4. Honda Total Care プレミアム利用契約の有効期間は、本サービスへの申込日から Honda が本サービスの提供を終了する(契約者が自ら Honda Total Care プレミアム利用契約解約手続きを行うか第23条の定めによって利用契約申込みの承諾を取り消された場合を含みます。)までとします。

第8条(契約者以外の利用)

1. 契約者は、契約者の家族を含む契約者以外の第三者(以下、「利用者」といいます。)が利用登録車両の利用等により本サービスを利用する場合、本規約及び、個別サービス及び他社サービス規約が適用されることをその者に周知し、同意の上で利用させるものとします。
2. 契約者は、利用者による本サービスの利用について一切の責任を負うものとし、利用者の行為は契約者の行為としてみなされることをあらかじめ承諾します。
3. Honda は、利用者の行為に問題があると認識した場合、当該利用者への本サービスの利用を取りやめることができるものとします。

第9条(利用登録車両の貸与等)

1. 契約者は、利用者又は利用者以外の第三者に利用登録車両を貸与等し、当該利用者又は利用者以外の第三者が本サービスを利用する場合であっても本件料金が発生する場合があることを了承します。
2. 契約者は、利用登録車両の所有権を放棄する際は、Honda Total Care プレミアム利用契約の解約を Honda Total Care ホームページ (URL:<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)に定めるフローに従い行い、Honda 販売会社に届け出るものとします。契約者がこれを怠ったことにより契約者に損害が発生しても Honda は一切責任を負わないものとします。
3. Honda は、契約者が前項に従い Honda Total Care プレミアム利用契約の解約を行わないことにより契約者又は第三者に損害が発生しても Honda は一切責任を負わないものとします。
4. Honda は、契約者が第1項に従い Honda Total Care プレミアム利用契約の解約を行わないことにより発生した本件料金の返金はしないものとします。

第10条(Honda Total Care プレミアム利用契約の成立)

Honda は、第7条の申込み後に必要な審査・手続きを行い、次条に定める欠格事由がないと判断する場合、Honda Total Care プレミアム利用契約申込みの承諾を通知します。この Honda Total Care プレミアム利用契約申込みの承諾の通知が到達した時点をもって、Honda Total Care プレミアム利用契約が成立するものとします。(当該承諾の通知については、申込画面での表示などを指しますが、これに限られません。)

第11条(Honda Total Care プレミアム利用契約申込みの拒否)

Honda は、Honda Total Care プレミアム利用契約の申込みをされたお客様が次のいずれかにあたる場合、Honda Total Care プレミアム利用契約申込みを拒否することができるものとします。また、承諾後であっても次のいずれかに該当する場合、承諾の取消しを行うことがあります。契約者はあらかじめこれらを承諾します。

- (1) 第24条の定めるところにより、過去に契約者資格の取消しを受けたことがある場合
- (2) Honda Total Care プレミアム利用契約の申込みの際して、虚偽事実の記入又は重大な記入漏れがある場合
- (3) 契約者の指定したクレジットカードなどが無効/料金の支払いを滞納した場合
- (4) 未成年者であって法定代理人の同意を得ない申込みである場合、成年被後見人であって成年後見人による申込みでない場合、被保佐人であって保佐人の同意を得ない申込みである場合、又は登録申込みを単独で行うことが認められない被補助人であって補助人の同意を得ない申込みである場合
- (5) Honda Total Care 会員規約第22条1項の規定に反する事実が認められる場合又は同条第2項の規定に違反する行為を行っていることが認められる場合
- (6) 過去に Honda 又は Honda 販売会社との間で信頼関係を著しく害するような行為を行っていた場合
- (7) その他 Honda が契約者登録を不相当と判断する場合

第12条(Honda Total Care 会員 ID、パスワード及び本人認証コード)

1. 契約者は Honda Total Care 会員規約第7条に定める Honda Total Care 会員 ID、パスワード及び本人認証コード(以下、一括して「Honda Total Care-ID 等」といいます。)を使用し、本サービスを利用します。
2. 契約者は、Honda Total Care-ID 等の管理及び使用について責任を負うものとします。Honda Total Care-ID 等の管理不十分、使用上の過誤又は第三者による不正利用等による損害については、Honda は一切の責任を負わないものとします。

第13条(契約者情報の変更)

1. 契約者は、住所、電話番号、利用登録車両、クレジットカードの契約者番号又は有効期間その他本サービスに関して Honda に届け出ている事項に変更又は誤りがあった場合は、Honda が指定する方法により速やかに変更の届出をしなければなりません。
2. 契約者は、婚姻による姓の変更その他 Honda が承認した場合を除き、登録した氏名の変更を行うことはできません。
3. 第1項の届け出を怠ったことで契約者が不利益を被ったとしても、Honda は一切その他の責任を負いません。

第14条(機器・通信費等)

1. 契約者は、本サービスを受ける場合、その利用に必要な車載通信機、情報通信機器及びインターネット環境は、契約者が自らの責任と費用で用意するものとします。また、本サービスを利用するための通信料及び接続料は、契約者の負担とします。
2. 契約者は、Honda が車載通信機を搭載した利用登録車両が1年間通信を行っていないと判断した場合、又は契約者が Honda Total Care 会員を退会した場合、車載通信機の一部機能を一定期間休止させた後に、車載通信機の通信回線を解約させる場合があることに同意します。契約者は、車載通信機の通信回線が解約された場合、再度通信を利用するに際して別途費用が発生することに同意します。
3. 契約者は、車載通信機を搭載した利用登録車両が休止状態にあることを感知した場合は速やかに Honda 販売会社に届け出るものとします。

第15条(位置情報利用サービス)

1. Hondaは、契約者が位置情報利用サービスを利用することにより、本サービスを契約者に提供します。
2. Hondaは、当該位置情報の正確性等について、一切の責任を負わないものとします。
3. Hondaは、契約者が位置情報利用サービスを利用することについて、一切の責任を負わないものとします。

第16条(知的財産権)

1. 本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、肖像権その他の一切の知的財産権及びこれらの登録を受ける権利(以下、「知的財産権」といいます。)は、Honda 又は Honda がライセンスを受けているライセンサーに帰属します。
2. 契約者は、Honda からの許諾がある場合を除き、本サービスから得られる一切の情報、画像等について、著作権法に定める個人の私的利用その他の法律によって明示的に認められる範囲を超えて、これらの全部又は一部の利用、転載、複製、配布、改変等を行うことはできません。
3. 本サービスの利用に関して、契約者と第三者の間で知的財産権に関する紛争が生じた場合は、契約者は、自己の責任と費用において紛争を解決するものとし、当該紛争の発生について Honda が故意又は重過失である場合を除き、Honda は一切の責任を負いません。

第17条(免責)

1. 契約者は、本規約に規定された事項を十分に理解した上で、契約者自身の自己責任において、本サービスを利用するものとし、本サービスを利用したこと、又は、利用しなかったことに起因又は関連して、契約者又は第三者の生命、身体、財産に損害等が発生した場合であって

も、当該損害の発生についてHondaが故意又は重過失である場合を除き、Hondaは一切の責任を負いません。

2. 契約者と Honda 以外の他社サービス提供事業者との間で紛争が生じた場合は、契約者と当該他社サービス提供事業者との間で解決するものとし、契約者は Honda に何らの請求又は苦情を申し立てないものとします。
3. 本サービスは、本サービスの利用時点における現状有姿にて契約者に提供されるものであり、Hondaは以下の事項について、一切の保証責任を負いません。
 - (1) 本サービス(本サービス専用のアプリケーション等を含みます。)の正確性、完全性、確実性、適用性、有用性、利用可能性、安全性、信頼性及び無故障性等(本サービスが正常に表示されない等、正常に利用できない症状を含みます。)
 - (2) 本サービスが契約者の必要性に適合していること
 - (3) 本サービスを提供するコンピュータシステムがウィルスに感染しないこと
4. Hondaは、以下の事項について、Hondaが故意又は重過失である場合を除き、一切の責任を負わないとともに、本サービスの利用復帰等の一切の対応を行わないものとします。
 - (1) 本サービスのシステムダウン、サーバーエラー、中断等により契約者のデータ等が失われた場合
 - (2) 契約者が本サービス及び本サービス上のデータへの不正アクセスや不正改変等の行為を行った場合
 - (3) 契約者が利用登録車両及び車載通信機等の付属品のハードウェア又はソフトウェアに改変、改造、技術的修正等を施し、本サービスを正常に利用できなかった場合
 - (4) 契約者が本サービスの利用上必要な情報を自ら紛失又は忘却した場合
 - (5) 本サービスで利用する車載通信機について、無断利用、紛失、盗難、故障その他の事由によって、本サービスの利用上必要な情報を喪失した場合
5. 契約者は、以下の場合等には、本サービスの全部又は一部を利用できず、それにより契約者又は第三者が損害・損失等を被った場合、当該損害・損失等の発生についてHondaが故意又は重過失である場合を除き、Hondaが一切の責任を負いません。
 - (1) Honda Total Careホームページ(URL:<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)にて掲載する「使い方ガイド」に定める使用方法を守らず本サービスを利用した場合
 - (2) 交通事故等による強い衝撃や振動、又は異常な高温や低温、高湿度等に起因して、利用登録車両(車両積載のバッテリーを含みます。)、車載通信機、情報通信機器、通信機又はその他周辺機器等(アンテナ、エアバッグ、エアバッグセンサー、ハンドセット、ハンズフリーユニット、その他これらに準ずる機器を含みます。)に損傷、又は故障、配線等の切断、若しくは電源の遮断等が発生し、正常に作動しなかった場合
 - (3) 登録車両が、位置情報利用サービスの外など、(屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等、)電波が伝わりにくいところにある場合

- (4) 利用電話サービスにおいて通話が著しく輻輳する等、本サービス利用に関する正常な通信ができない場合
 - (5) Honda Total Care会員規約第12条に規定する情報の全部又は一部をHondaが取得できなかった場合、又は取得した情報の内容に誤り若しくは誤差が含まれる場合
 - (6) 道路や建物などの地理的な条件や、関係機関の所轄に関する情報が新設、変更又は廃止され、その情報をHondaが認知していない場合
 - (7) 利用登録車両の自走によらない移動の直後(フェリーからの降船直後等)、長期間車両を使用していなかった直後等、車載通信機に搭載されている全地球測位システム(GPS)等を利用して得られた位置情報に誤り又は誤差がある場合
 - (8) 第4条又は第6条の規定に基づき本サービスの提供が変更、停止、中止又は廃止している場合
 - (9) Honda 所定の方法でメール送信ができない場合
6. 契約者は、以下の場合等には、本サービスの全部又は一部が利用できず、それにより契約者又は第三者が被った損害・損失等に対して、それがHondaの故意又は重過失により生じた場合を除き、Hondaが一切の責任も負わないものであることを承諾するとともに、契約者が自己の責任においてその原因となる事象を解決することとします。
- (1) Honda Total Careプレミアム利用契約が有効でない場合
 - (2) 利用登録車両、車載通信機又はその他周辺機器等が正しく設置若しくは接続されていない場合、又は故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、又はこれらの組み合わせにおいて不適合である場合、又は本サービスの利用に障害となるような機能設定をしている場合
 - (3) 車載通信機又はその他周辺機器の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
 - (4) 利用登録車両搭載のバッテリーの電圧低下や、車載通信機の電池切れ等、車載通信機又はその他周辺機器等に電力が正常に供給されていない場合
 - (5) 車載通信機又はその他周辺機器等の電源が入っていない場合
 - (6) 利用登録車両のイグニッションがオン状態となっていない場合
 - (7) ドライブモード、ダイヤルロック、発信禁止、留守番電話等、本サービスの利用に障害となるような、利用電話サービスにおけるネットワークサービスの利用や情報通信機器の機能設定をしている場合
 - (8) 利用電話サービスにおいて、その料金の滞納等により利用電話サービスの利用が停止又は解除されている場合
 - (9) 利用電話サービスにおいて、その通信方式等の変更又は終了により、車載通信機、携帯電話などの通信機器又はその他周辺機器等が利用できなくなった場合

7. 契約者は、本サービスを利用する場合、その利用する地域において適用される法令・規制を遵守しなければならず、Hondaは契約者の法令・規制の違反につき一切の責任を負いません。
8. Hondaは、契約者が車両運転中又は危険な場所等で本サービスを利用したことにより事故、事件等が発生し、契約者又は第三者に損害等が生じた場合にも、一切の責任を負いません。
9. 本規約が消費者契約法第2条第3項の消費者契約に該当し、かつ、Hondaが債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償責任を負う場合については、本規約のうち、Hondaの損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において、Hondaは、Hondaに故意又は重過失がある場合を除いて、当該契約者が直接かつ現実に被った損害を上限として損害賠償責任を負うものとし、特別な事情から生じた損害等(損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます。)については、一切の責任を負いません。

第18条(本サービスの一時停止・廃止)

1. Hondaは、以下のいずれかの事由に該当する場合、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することがあります。
 - (1) 本サービスの提供に必要なシステムの保守点検又は更新の場合
 - (2) 火災、停電、天災などの不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - (3) インターネット通信サービスが停止された場合
 - (4) 車載通信機等又は情報通信機器の使用環境その他の事情により通信障害が生じた場合
 - (5) その他、不測の事態によりHondaが本サービスの提供が困難と判断した場合
2. Hondaは、事前にHonda Total Care ホームページ
(URL: <https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)で公開することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができます。
3. Hondaは、前二項により契約者又は第三者が被った不利益又は損害等について、当該損害の発生についてHondaが故意又は重過失である場合を除き、一切責任を負いません。

第19条(本サービスの提供エリア及び提供言語)

本サービスの提供は、日本国内のエリアとし、日本語のみの対応とします。

第20条(本サービスの利用に係る料金)

1. 契約者は、Honda Total Care プレミアム利用契約に基づき、会員サイトに規定される本サービスの利用に係る料金(以下、「本件料金」といいます。)を第21条で定める支払方法により支払うものとします。契約者は、本サービスの利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。

2. Honda は、Honda Total Care プレミアム利用契約の解約その他理由を問わず、決済している既に支払い済みの本サービスの料金の返還・精算は一切行わないものとします。
3. 本件料金は、契約者が本サービスの申込を行った時に発生し、以降は毎月の月初(必ずしも1日とは限りません。)に発生するものとします。なお、次月の支払いが発生するまで前月の代金で利用が可能です。
4. Honda は、いかなる場合であっても本件料金の日割りは行わないものとします。
5. 本件料金の支払いが滞った場合、自動で本サービスは解約されます。

第21条(本件料金の支払い)

1. 契約者は、本件料金を、Honda が承認したクレジットカード会社の指定する契約者本人名義のクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。
2. 契約者は、当該クレジットカードの会員番号、名義、又は有効期限が更新又は変更された場合、又は当該クレジットカード資格を失った場合には、決済業務遂行の目的で株式会社ホンダファイナンスが当該クレジットカード会社からその連絡を受けることがあることをあらかじめ承知します。なお、契約者は、当該クレジットカードの名義又は有効期限の更新又は変更がなされた場合でも、継続して本件料金を当該更新又は変更後のクレジットカードにより支払うことをあらかじめ同意するものとします。

第22条(禁止事項)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) Honda Total Care会員規約、本規約、本サービス規約に違反する行為
 - (2) 他の契約者、第三者又はHondaの著作権等の知的財産権、プライバシー、財産権その他の権利若しくは利益を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
 - (3) 他の契約者、第三者又はHondaに迷惑、不利益若しくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為(虚偽の通報等を含みます。)
 - (4) 他の契約者、第三者又はHondaを誹謗中傷する行為又は名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (5) 公序良俗に反する行為、法令・条例に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (6) 本サービスを利用した営業行為、営利目的行為又はその準備を目的とした行為
 - (7) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて又は本サービスに関連して、利用又は提供する行為
 - (8) 本サービスを提供するためのコンピュータに不正にアクセスする行為
 - (9) 本サービスの一部の利用権を、Hondaが定めた以外の方法で再許諾、譲渡又は処分する行為

- (10) 本サービスの利用権をもって、現金その他の財物、財産上の利益との交換取引をすること、若しくは交換取引をすること、又はその宣伝・告知・勧誘をする行為
- (11) 本サービスの運営を妨げ、又は本サービスの提供に支障を来すおそれのある行為
- (12) 本サービスの逆アSEMBル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他の本サービスのソースコード、構造、アイデア等を解析する行為
- (13) Hondaが提供する手段以外での本サービスの利用及び本サービス内でのデータの改ざん又はデータを不正に作成する行為
- (14) 本サービスを複製、送信、譲渡、貸与、翻訳、翻案、改変、又は他のソフトウェアと結合等する行為
- (15) 本サービスに組み込まれているセキュリティデバイス又はセキュリティコードを破壊する行為
- (16) 本サービスの誤動作を誘引する行為
- (17) 車載通信機の改造、技術的特性、偶発的事象その他の特別な事象を利用して、位置情報登録の際に現在地と異なる場所が表示される地点において、不相当に現在地と異なる場所を表示する操作を繰り返す行為
- (18) 貸与、譲渡、売買、質入等の方法により本サービスを第三者に不正に利用させる行為
- (19) 自分以外の人物を名乗り、代表権や代理権がないにもかかわらずあるものと装い、又は他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽って本サービスを利用する行為
- (20) 同意の有無を問わず、他者のアカウントを利用する行為
- (21) 自動操作ツールの利用及びHondaが認めないプログラム、マクロその他のツールを利用し本サービスを利用すること
- (22) 本サービス及びHonda発行物に記載された注意事項に違反する行為
- (23) 車両運転中や危険な場所等本サービスを操作することが不適切な場所において本サービスの利用のため車載通信機、通信機を操作し、又は、その画面を注視する行為
- (24) 政治的、宗教的行為又はこれに関連する行為
- (25) 異性・同性を問わず、わいせつな行為、出会い等を目的として利用する行為
- (26) Honda及びHondaの関係会社の従業員又はその他関係者になりすます行為
- (27) Hondaからのメール、私信を転載する行為
- (28) その他Hondaが不適切と判断する行為

第23条(処分)

1. 契約者が本規約、本サービス規約若しくは法令等に違反した場合又はその違反のおそれがある場合、Hondaは、自己の判断と裁量により、契約者に対し、本サービスの利用の停止その他の必要な一切の措置をとることができ、それによって生じたいかなる損害等についても一切責任を負いません。

2. 契約者は、Hondaが本規約に基づいて行った本規約又は法令等に違反する行為等への対処について、一切の異議を申し立てることはできないものとします。
3. 契約者は、本規約又は法令等に違反してHondaに損害を与えた場合は、Hondaに対し、その損害を賠償する責任を負います。
4. Hondaは、Honda Total Careの強制退会処分を受けた契約者について、本サービスを含むHondaのサービスを提供しないこと(サービス提供の拒絶、既に登録している他のサービスの強制退会処分を含みます。)ができるものとし、また、当該処分に必要となる範囲で会員情報等を保有及び保存する場合があります。

第24条(解除事由)

1. Honda 及び他社サービス提供事業者は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に通知又は催告することなく、契約者の本サービスの全部又は一部の利用資格を取消し、Honda Total Care プレミアム利用契約を解除できるものとします。この場合、Honda は既に決済している本件料金の払戻しは一切行いません。
 - (1) Honda Total Care 会員規約、本規約、本サービス規約に違反した場合。
 - (2) Honda Total Care 会員番号、Honda Total Care-ID 等を不正に使用した場合。
 - (3) 利用登録車両を保有しなくなった場合。
 - (4) 本サービスを3年間以上利用していない場合。
 - (5) 本サービス料金の支払いを遅延し、又は支払いを拒否した場合。
 - (6) 契約者の指定したクレジットカードの利用が停止された(一時的に利用が停止された場合を含みます)場合。
 - (7) 本サービスの運営を妨害する行為、その他本サービスに支障を来すおそれのある行為を行った場合。
 - (8) 本サービスを使用した営業活動並びに営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用を行った場合。
 - (9) 公序良俗に反する行為及びその他国内外の法令に反する行為を行った場合
 - (10) その他 Honda が不相当と判断する行為を行った場合
2. 前項に基づき Honda Total Care プレミアム利用契約が解除された場合において、契約者が Honda に対して債務を有するときは、契約者は、期限の利益を喪失し、直ちにその全額を Honda に支払うものとします。

第25条(権利義務の譲渡禁止)

契約者は、本規約に基づく権利、義務及び契約者としての地位の全部又は一部を第三者に移転したり、第三者のために担保に供したりしてはなりません。

第26条(譲渡時等の取扱い)

1. 契約者は、利用登録車両を第三者へ譲渡し、あるいはいかなる理由にも関わらず、毀損・滅失等により利用登録車両を保有しなくなった場合は、Honda Total Care プレミアム利用契約の解約を会員サイトに定めるフローに従って行い、Honda 販売会社に届け出るものとします。契約者がこれを怠ったことにより契約者に損害が発生しても Honda は一切責任を負わないものとします。
2. 契約者は、車載通信機を搭載した利用登録車両を第三者へ譲渡又は貸与するなどして自己の直接占有から離脱させる場合には、自己の責任と負担において、車載通信機に入力された個人情報等の全てを Honda 所定の手続きにより消去するものとします。万一、契約者が所定の手続きを経ずに、又は所定の手続きを正しく行わずに、車載通信機に入力された個人情報等が第三者に閲覧され、又は漏洩しても、Honda は一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者は、利用登録車両を第三者へ譲渡し、又は利用登録車両を保有しなくなった場合には、当該車両の新たな契約者の同意がない限り、情報通信機器その他如何なる手段によっても、当該車両の車載通信機にアクセスしたり、当該車両の車載通信機、情報通信機器を通じて蓄積されるデータにアクセスしたりしてはならないものとします。また、利用登録車両を第三者から譲り受けて契約者となる者は、かかる譲渡人との間の紛争について、Honda が何ら責任を負わないことに同意します。

第27条(損害賠償)

1. Honda は、本サービスの利用又はそのサービス提供の有用性及び正確性についていかなる保証もせず、その内容、遅延又は中断などにより発生した契約者(契約者が法人である場合において、法人利用者を含みます。)の損害に対しては、当該損害の発生について Honda が故意又は重過失である場合を除き、一切の責任も負いません。
2. Honda は、本サービスの利用に際し、契約者の責めに帰すべき事由により契約者が被った損害について一切の責任を負いません。
3. Honda は、契約者が本規約に違反した場合、又は、第23条の規定に従って当該 Honda Total Care プレミアム利用契約を取り消した場合、契約者に対して損害の賠償を請求することができます。なお、当該取消しによって契約者に損害が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。

第28条(Honda Total Care プレミアム利用契約の解約)

1. 契約者は、Honda Total Care プレミアム利用契約を解約する場合、本サービスの全てが利用できなくなることに同意します。
2. 契約者は、Honda Total Care プレミアム利用契約の解約を希望する場合、会員サイトにて定める解約フローに従い Honda に届出るものとします。解約の効力は、Honda に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、Honda は、既に決済している本件料金の払戻しは一切行いません。ただし、契約者は、解約の効力が生じた当月の末日まで本サービスの利用

ができるものとします。

3. 前項に従い解約の届出をした契約者は、Honda に対する債務があるときは、その全額を直ちに支払うものとします。

第29条(業務委託)

1. Honda は、第三者(以下、「委託先」といいます。)に対して、本サービスの提供に必要な業務の全部又は一部を委託することがあります。Honda は、委託先に業務の全部又は一部を委託した場合においても、委託先を適切に指導・監督し、本サービスの提供上、Honda が負う責任を免れないものとします。
2. 委託先が、Honda から受託した本サービスの提供に必要な業務の全部又は一部を第三者(以下、「再委託先」といいます。)に委託することがあり、この場合も前項と同様とします。

第30条(契約書等の通知)

1. Honda は契約者に対し、契約者が本サービスの申し込みをした際の各種契約書控え、解約控え等(以下、あわせて「契約書等」といいます。)を Honda Total Care 会員 ID 宛に送付するものとし、契約者はこれに同意します。
2. 契約者は、契約者の Honda Total Care 会員 ID が変更される際は必ず会員サイトから変更手続します。
3. 契約書の不着や遅延などによって生じる損害については、当該損害の発生について Honda が故意又は重過失である場合を除き、Honda は一切の責任を負わないものとします。

第31条(規約の有効性)

1. 本規約、本サービス規約の一部の規定が、法令に基づいて無効と判断されても、当該規定以外の規定は有効に存続するものとします。
2. 本規約、本サービス規約の一部の規定が、ある契約者との関係で無効となり、又は取り消された場合であっても、その他の契約者との関係では有効とします。

第32条(専属的合意管轄)

本規約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

(付則)本規約は2020年2月13日から発効します。

2020年10月30日 一部改定

2023年 2月 1日 一部改定